

## 生駒市条例第31号

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

(生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1月」を「3月」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第6条に次の1項を加える。

3 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(生駒市介護保険条例の一部改正)

第2条 生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1月」を「3月」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市後期高齢者医療に関する条例第6条に1項を加える改正規定及び第2条中生駒市介護保険条例第9条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項及び生駒市介護保険条例第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。